

令和7年8月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和7年8月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

2番	内田すなを	委員
3番	大石 敏裕	委員
4番	甲斐サエ子	委員
5番	柿本 正信	委員
6番	川津 富夫	委員
7番	古賀 喜治	委員
8番	後藤マス子	委員
9番	清水 邦宏	委員
10番	白水 貴	委員
11番	末次 龍夫	委員
12番	高田 光秀	委員
13番	田川 政文	委員
14番	田中 文	委員
15番	轟 香代子	委員
16番	中園 正彦	委員
17番	中村 裕	委員
18番	中山 健治	委員
19番	林田 高夫	委員
20番	日比生和雄	委員
21番	福島 哲憲	委員
22番	保坂 泰生	委員
23番	松隈 康吉	委員
24番	本山 龍一	委員

欠席委員は次のとおりである。

今村 束 委員

事務局の出席者は8名である。

事務局 皆さん、おはようございます。8月総会の開催に当たり、報告を申し上げます。
本日は、現委員数24名中23名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立しております。
それでは会長、よろしくお願ひいたします。

議長 どうも、皆さん、おはようございます。
ただいまより8月の農業委員総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転の許可申請書が提出されましたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から2ページの8番までの8件です。
3ページをお願いいたします。
西部地域、9番から、5ページ、18番までの10件です。
以上、審議番号1番から18番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりました。
なお、本議案の審議番号1番、3番、14番、15番、17番及び18番は、新規就農案件及び新規農地取得案件でございますので、聞き取り調査の結果につきまして、担当委員よりの報告をお願いいたします。

委員 審議番号1番の案件につきまして、7月28日、申請人の＊＊＊＊＊＊氏、私＊＊、＊＊推進委員、事務局職員において、ヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。
申請人の＊＊＊＊＊＊氏は、今回、大橋町合楽の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規就農になります。
申請人の年齢は40歳です。

農作業は申請人本人のみで行うとのことです。

當農計画は、キュウリを作付けする計画となっております。

＊＊＊氏は、農業経験はありませんが、キュウリの生産をしている他の農家より技術を習得する予定です。

農機具については、トラクター、軽トラック、消毒機を今後自己資金で導入する予定です。

収穫したキュウリは、JAを通じて出荷予定とのことです。

ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、7月31日、東部審査会へ報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号3番の案件につきまして、4月17日に、申請人＊＊＊＊＊＊氏、私＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

申請人の＊＊＊＊＊＊氏は、今回、山本町豊田の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は23歳です。農作業は、申請人本人と兄で行うとのことです。

當農計画は、野菜を作付けする計画となっております。

＊＊＊氏は、3年間農業高校職員として、果樹や野菜、花、米の作付けをした経験があります。

農機具については、耕運機を所有しています。

出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果については、7月31日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリングの結果について報告を終わります。

委 員 審議番号14番の案件につきまして、7月25日に、申請人＊＊＊＊＊＊氏、私＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。

します。

申請人の＊＊＊＊＊氏は、今回、宮ノ陣町若松の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

申請人の年齢は73歳です。農作業は、申請人本人のみで行うことです。

當農計画は、野菜を作付けする計画となっております。

＊＊＊氏は、実家が農業をしていたので、幼少期より農業の手伝いをしてきたとのことです。

農機具については、スコップと鍬を所有しています。

出荷の予定はなく、自家消費とのことです。

ヒアリングをした結果、意欲も見受けられ、農地の維持管理も見込めるものと考えられます。

また、ヒアリング結果について、8月1日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 それでは、審議番号15番につきまして報告いたします。

7月16日に、申請人の＊＊＊＊＊氏、私＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しました。

申請人＊＊＊氏は、年齢は91歳であり、今回、城島町西青木の農地を第三者から贈与を受け、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

當農計画は、ネギを作付けする計画となっております。

＊＊＊氏の農業経験は家庭菜園で5年程度です。

66歳の息子さんと一緒に當農され、収穫物は自家消費の予定です。

農機具につきましては、鍬、スコップを所有しています。

ヒアリングの結果、本人の意欲も見受けられ、適正な農地の管理ができるものと考えられます。

また、このヒアリングの結果につきましては、8月1日の西部審査会で報告を行い、問題ないと判断しております。

以上、ヒアリングの結果について報告を終わります。

委 員 審議ナンバー17番の案件につきまして、7月23日に、申請人の＊＊＊＊＊氏、私＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しましたので、報告い

いたします。

申請人の＊＊＊氏は、年齢は58歳であり、今回、三潴町生岩の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。新規農地取得になります。

當農計画は、トマト、ナス、キュウリを作付けする計画となっております。

＊＊＊氏は、実家が兼業農家でその手伝いをしていたため、1年程度の農業経験があります。

申請人本人1人で営農され、収穫物は自家消費の予定です。

農機具につきましては、耕運機とスコップを所有しており、軽トラックを借用予定です。

ヒアリングをした結果、本人の意欲も見受けられ、適正な農地の管理ができるものと考えられます。

また、このヒアリング結果につきましては、8月1日の西部審査会で報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委 員 審議番号18番の案件につきまして、7月7日に申請人の＊＊＊＊＊＊氏、私＊＊、＊＊推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しましたので報告します。

申請人の＊＊＊氏は、年齢は43歳であり、今回、三潴町田川の農地を売買にて取得して農業を始める予定です。新規農地取得になります。

當農計画は、タマネギ、レタス、トマト、ホウレンソウを作付けする計画となっております。

＊＊＊氏は、実家で農作業の手伝いをしていたため2年程度の農業経験があります。

申請人の父と2人で営農され、収穫物は自家消費の予定です。

農機具につきましては、スコップを所有しており、耕運機を購入予定です。

ヒアリングをした結果、本人の意欲も見受けられ、適正な農地の管理ができるものと考えられます。

また、このヒアリング結果につきましては、8月1日の西部審査会で報告を行い、問題ないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

議 長 報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は、挙手をお願いします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、採決に入ります。

第1号議案に賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 6ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

西部地域1番、2番の2件です。

1番、申請地、荒木町荒木、田、5筆、計3,529m²。

申請理由、申請地に盛土を行い田として利用するもの、農地改良行為です。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番、申請地、三瀬町玉満、田、542m²。

申請理由、申請地に大型農機格納倉庫を建築するものです。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号1番の案件につきましては、県農業会議の意見聴取案件となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

西部審査会よりお願いいたします。

委員 西部審査会の4条申請について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは1番です。

転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。

一時転用期間は、許可日から令和8年2月28日の予定で、改良後も田として利用する計画となっています。

申請地は、JR荒木駅から東へ約340mのところに位置しております。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下及び排水管を経由して、北側及び南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは2番です。

転用目的は、大型農機格納倉庫を建築するものです。申請地は、三瀬中学校から北西に約750mのところに位置しております。

農地区分につきましては、農用地区域内にある農地ですが、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵から暗渠管を経由して西側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工及びコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件の申請につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いします。

議長 報告のほうが終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、質疑を終了し、採決をいたします。
第2号議案に賛成の方は、挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。
なお、審議番号1番は、許可相当として、県農業会議へ意見聴取をいたします。
続きまして、第3号議案、農地転用計画変更承認申請について、でございますが、
審議番号1番は、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、の審
議番号1番と関連のある案件でございますので、第4号議案と一括して議題といた
します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 7ページをお願いいたします。
第3号議案、農地転用計画変更承認申請について。
農地転用計画変更承認申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番、1件です。
1番、申請地、善導寺町飯田、田、845m²の内100m²。
申請理由、転用事業者、転用目的及び転用面積を変更するものです。
変更内容は、転用事業者が＊＊＊＊＊＊から＊＊＊＊＊＊へ、転用目的が露天駐車
場から貸露天駐車場へ、転用面積が845m²の内100m²から845m²へ変更するものです。
こちらにつきましては、令和2年2月12日付にて5条許可がなされたものです。
第4号議案、審議番号1番と関連案件となっております。
続きまして、8ページをお願いいたします。
第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域、1番から3番までの3件です。
1番、申請地、善導寺町飯田、田、845m²。
申請理由、申請地を取得して、貸露天駐車場として利用するものです。
第3号議案、審議番号1番と関連案件となっております。
2番、申請地、善導寺町与田、畠、290m²。
申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。
3番、申請地、田主丸町野田、田、655m²。

申請理由、申請地を借り受けて、リサイクルステーションとして利用するものです。
9ページをお願いいたします。

西部地域4番から10ページ、10番までの7件です。

4番、申請地、荒木町藤田、畑2筆、計1,852m²。

申請理由、申請地を取得して、露天資材置場として利用するものです。

5番、申請地、大善寺町宮本、田2筆、計1,286m²。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

6番、申請地、大善寺町宮本、田2筆、計498.08m²。

申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

10ページをお願いいたします。

7番、申請地、安武町住吉、田、365m²。

申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

8番、申請地、安武町住吉、畑、179m²。

申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

9番、申請地、三瀬町壱町原、田、900m²。

申請理由、申請地を取得して、貸家住宅3戸を建築するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

10番、申請地、三瀬町玉満、田、473m²。

申請理由、申請地を取得して、建売住宅1戸を建築するものです。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会よりお願ひいたします。

委 員 東部審査会の5条申請について報告します。
審議番号1番、地図ナンバーは4番です。
転用目的は、露天駐車場として利用するものです。
なお、申請人のグループ会社である運送業の会社へ露天駐車場として貸す計画です。
申請地は、善導寺小学校から北東へ約550mのところに位置します。
農地区分につきましては、概ね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で、市街地区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のL型擁壁、L型擁壁の新設及び法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号2番、地図ナンバーは5番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、善導寺小学校から北西へ約200mのところに位置します。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に小学校、病院がある農地ですので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道水道管に接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

審議番号3番、地図ナンバーは6番です。

転用目的は、リサイクルステーションとして利用するものです。

申請地は、田主丸中学校から北西へ約550mのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して北側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上3件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いします。

委 員 西部審査会の5条申請について報告します。

審議番号4番、地図ナンバーは7番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

譲受人が営む土木工事業の会社へ貸す計画となっております。

申請地は、久留米工業大学から西へ約1kmのところに位置します。

農地区分につきましては、農用地区域内農地以外であって、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、素掘り水路を経由して東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは8番です。

転用目的は露天資材置場として利用するものですが、既に施工済みのため、始末書付きの申請となっております。

申請地は、筑邦西中学校から東へ約130mのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に中学校と病院がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロック、フェンス及び緩衝地により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは9番です。

転用目的は露天資材置場として利用するものですが、既に一部を施工済みのため、始末書付きの申請となっております。

申請地は、筑邦西中学校から東へ約110mのところに位置しております。

農地区分につきましては、第2種農地と第3種農地が混在しております、北側の1筆につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に中学校と病院がある農地ですので、第3種農地に該当するものと判断しております。

南側の1筆については、概ね10ha未満規模の農地の区域内にある農地で市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロック、フェンス及び緩衝地により土砂

の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号7番、地図ナンバーは10番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、住吉保育園から北東へ約340mのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に保育園と病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南側の道路側溝へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、南側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防状につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは11番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、住吉保育園から北西へ約300mのところに位置しております。

農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に2つの病院がある農地ですので、第3種農地に該当すると判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは12番です。

転用目的は、貸家住宅3戸を建築するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約1.2kmのところに位置しております。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当しますが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、南側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画

です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは13番です。

転用目的は、建売住宅1戸を建築するものです。

申請地は、三瀬中学校から南東へ約360mのところに位置しております。

農地区分につきましては、西鉄三瀬駅から概ね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜柵を経由して、東側の水路へ排水されます。

汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して東側の水路へ排水されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上7件につきまして、担当の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いましたが、問題がないものと判断しております。

御審議のほどよろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

報告が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、質疑を終了しまして、採決をいたします。

なお、採決に当たりましては、第3号議案と第4号議案に分けて採決いたします。

それでは、第3号議案に賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。第3号議案は、全員挙手により可決されました。

続きまして、第4号議案に賛成の方、挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 11ページをお願いいたします。
第5号議案、非農地証明について。
非農地証明願が提出されたので、付議いたします。
西部地域、1番から4番までの4件です。
1番、申請地、荒木町白口、畠、223m²。現況、宅地、証明理由、非農地化後20年
以上経過し、宅地課税等への評価開始年度から20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは14です。
2番、申請地、荒木町藤田、畠、1,255m²。現況、宅地、証明理由、建築物等の敷
地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは15です。
3番、申請地、城島町原中牟田、田、133m²。現況、宅地、証明理由、建築物等の
敷地として相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは16です。
4番、申請地、三瀬町生岩、田、51m²。現況、宅地、証明理由、建築物等の敷地と
して相当なものであり、かつ建築後20年以上経過しているものです。
地図ナンバーは17です。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。
第5号議案につきまして、賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長 全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画についてを議題いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 12ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画について。
中間管理事業の推進に関する法律に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画について意見を求められたので付議いたします。
1、内容、第1区、1番から13ページ3番までの3件です。
第2区、4番から14ページ7番までの4件です。
15ページをお願いします。
第3区、8番1件です。
2、意見案、各譲受人の営農状況より要件を満たしていると認められるため、当該計画は問題ないと思われるとしております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。
質疑のある方は挙手を願いします。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、採決にまいります。
第6号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。
よって、久留米市長宛、通知をいたします。
続きまして、第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について、でございますが、次の第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、と関連し

た案件でございますので、一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 16ページをお願いいたします。

第7号議案と第8号議案につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、申請対象の農地の農業振興地域内の位置づけを変更すること、いわゆる農振除外に対する意見を、所管部局の農政部農政課へ回答するためにお諮りするものとなっております。

対象農地が土地改良事業の実施中または完了年度より8年を経過していない場合は農用地から除外できませんが、各区域の地域農業振興計画に即したものであれば農振除外が可能となります。

まず、第7号議案にて地域農業振興計画において変更を行い、その後、次にお諮りします市全体の計画である第8号議案の農業振興地域整備計画と合わせて変更が必要になります。

それでは、議案の内容に入ります。

第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について。

久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される地域農業振興計画の内容について。

①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画1番、1件です。

整備計画1、変更内容、除外、振興計画、旧久留米、農家の分家住宅を建築するものです。

申請地、荒木町白口、田、2,425m²のうち384m²を変更するものです。

地図ナンバーは18です。

2、意見案、当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において農業農村の振興を図る観点から、農業的土地区域と非農業的土地区域との利用調整が図られることに鑑み、農用地区域に含まないこととすることが妥当である。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の変更について。

久留米市長より久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回変更される農業振興地域整備計画の内容について。

整備計画1番から3番までの3件です。なお、整備計画1につきましては、先ほど説明いたしました第7号議案と内容が重複しておりますので説明を割愛いたします。

整備計画2、変更内容、除外、養鯉用水槽を設置するものです。

申請地、田主丸町野田、田、671m²を変更するものです。

地図ナンバーは19です。

整備計画3、農家の分家住宅を建築するものです。

申請地、北野町金島、畠、912m²のうち413m²を変更するものです。

地図ナンバーは20です。

2、意見案、本計画の変更案については、農業委員会としては周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる。

以上で、第7号議案、第8号議案の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。

質疑のある方は、挙手を願います。質疑はございませんでしょうか。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、ただいまより採決をいたします。

採決は、第7号議案と第8号議案に分けて採決いたします。

それでは、第7号議案について、賛成の方は挙手を願います。

全員挙手

議長 ありがとうございます。

第7号議案は全員挙手により、可決されました。

よって、久留米市長宛へ通知をいたします。

続きまして、第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議長 全員挙手により、第8号議案は可決されました。

よって、久留米市長宛へ通知をいたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、質疑がある方は挙手を願います。

「なしの声」

議長 質疑はないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項・字句・数字その他の整理につきましては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なしの声」

議長 御異議なしと認めます。よって、議決されました案件、条項・字句・数字その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまより議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、4番、甲斐サエ子委員、17番、中村裕委員にお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。